

明和町通学路交通安全プログラム

令和 8 年 3 月

明和町通学路安全推進会議

1 目 的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年6月～8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「明和町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議について

関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で論議し、策定しました。

〔メンバー〕

- 明和東小学校長 ○明和西小学校長 ○明和中学校長 ○明和駐在所
- 明和町小中学校PTA連絡協議会 ○館林警察署 ○館林土木事務所
- 明和町総務課危機管理係 ○明和町都市建設課建設係
- 明和町教育委員会(教育長、学校教育課)

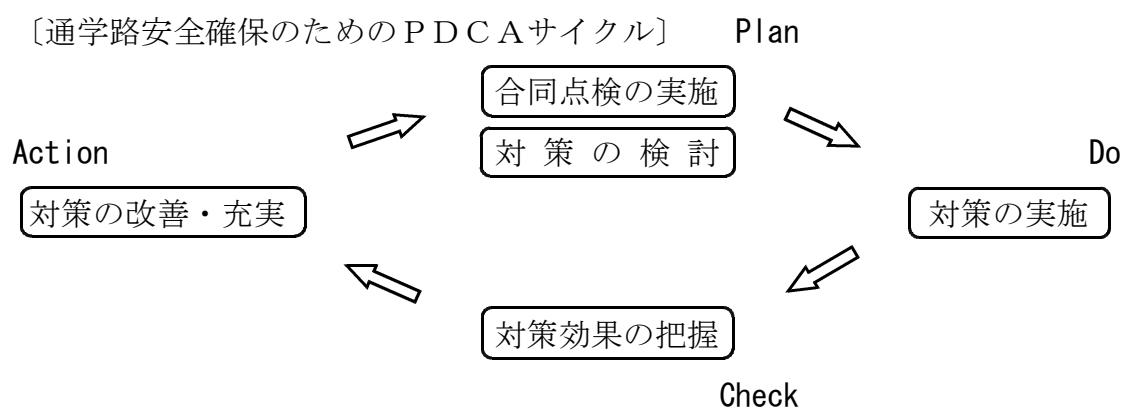
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図る。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

〔通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

○町内各小学校において、それぞれ毎年合同点検を実施する。

○実施時期は、5～8月を目安に行う。

○効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、危険箇所等を抽出し、合同点検を実施する。

②合同点検の体制

○小学校ごとに、通学路安全推進会議のメンバーで合同点検を実施する。

(3) 対策の検討

○合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所に応じて、ハード面(改善等)、ソフト面(安全教育)から、対策実施計画を検討する。

(4) 対策の実施

○対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、対策効果の把握を行う。

(6) 対策の改善・充実

○対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 対策箇所図・一覧表の公表

○小学校ごとの点検結果や対策内容について、関係者間で内容を共有するために小学校ごとの対策箇所図及び対策箇所一覧表を作成し、公表する。ただし、防犯上の危険箇所については公表しない。